

(一財)鳥取県サッカー協会
4種登録チーム各位

令和3年3月15日
一般財団法人鳥取県サッカー協会
第4種委員長 小林 慎太郎

【 ユニフォームの運用について (通達) 】

平素より本協会事業にご理解賜り、誠にありがとうございます。

2020.11.19 ユニフォーム規程の改定が公益財団法人 日本サッカー協会(JFA)から出されています。鳥取県の4種としましては、県内の大会(U-11・U-12・全日本・U-12リーグ)において、ユニフォームの運用を以下のとおり定めました。

つきましては、今後の大会においてこの内容を適用することとします。

- ① 公益財団法人 日本サッカー協会のユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。
- ② U-11・U-12・全日本・U-12リーグに登録した正・副2組のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- ③ 正・副の2色については明確に異なる色とする。
- ④ 審判員は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- ⑤ 前項の場合、審判員は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
- ⑥ ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
- ⑦ アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- ⑧ アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- ⑨ ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込書の際に記載し、各試合に必ず携行すること(FP・GK用共)。本協会に登録されたものを原則とする。
- ⑩ シャツの前面・背面に参加申込の際に登録した選手番号を付けること。ショーツの選手番号についてはつけることが望ましい。
- ⑪ 選手番号については、参加選手ごとに大会に登録されたものを使用する。
- ⑫ ユニフォームの色、選手番号の参加申込締切日以後の変更は認めない。

※中国大会以上の大会においては、各大会の要項・規定に従ってください。

以上